平成２２年（フ）第５０７号
大阪市城東区今福西３丁目８番23号　クアトロジー205
債務者　安食　寿宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０３２号
大阪府守口市大日町２丁目35番６号
債務者　小田原忠光
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
大阪市天王寺区松ヶ鼻町11番８号　メゾン松ヶ鼻201号
債務者　須原美千栄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８３号
大阪府吹田市寿町２丁目14番25号
債務者　大竹野陽子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９４号
北海道釧路郡釧路町河畔４丁目76番地
債務者　溝口都詩昭
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
北海道釧路郡釧路町昆布森１丁目108番地
債務者　内山　幸江
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
栃木県宇都宮市桜５丁目７番９号　サーパス桜402号
債務者　藤咲　純平
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
栃木県鹿沼市中粟野2262番地
債務者　湯澤　紀子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１号
栃木県那須烏山市中央２丁目８番34号
債務者　池尻　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原433番地
債務者　小林　好子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目８番６号　泉ケ丘マンション103号
債務者　遠藤　千春
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地68　御幸ケ原コーポ203
債務者　新津　誠治
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地68　御幸ケ原コーポ203
債務者　新津みつ子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６号
栃木県那須塩原市鳥野目８番地39、前住所茨城県下妻市南原65番地３　光住宅２号室
債務者　堀越　清美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市兵庫塚１丁目10番１号　県営兵庫塚住宅１号棟32号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1262番地３　コーポサンフレッチェ101
債務者　石渡　武治
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係